

# 安全で美味しい島根の県産品認証制度農林水産物残留農薬等検査規程

## 第1 目的

「安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱」第13条の規定に基づき、「安全で美味しい島根の県産品認証制度」(以下「認証制度」という)において認証された農林水産物が、適正な生産工程管理のもとで生産され安全であることを残留農薬等検査で確認し、認証制度の信頼性の向上を図るとともに、さらなる適正な管理を推進するために必要な事項を定める。

## 第2 検査対象の抽出・選定と分析項目

- 1 この規程に基づく検査対象は、「認証制度」で上位認証を受けた農林水産物及び水産物(内水面養殖魚に限る。)とする。
- 2 検査はサンプル抽出による残留農薬及び米(玄米)におけるカドミウムの分析とする。
- 3 残留農薬分析の方法は多成分一斉分析を基本とし、必要に応じて個別分析を併用する。

## 第3 検査時期及び回数

- 1 検査は、原則として、認証產品が出荷される直前に実施する。
- 2 検査は認証取得年に限らず、認証期間内において予算の範囲内で実施する。

## 第4 検査手順

- 1 検査検体の採取方法は別に定める「残留農薬検査等検体の採取方法」に基づき採取する。
- 2 検体の採取及び検査機関への送付に係る費用は認証取得者が負担するものとする。

## 第5 検査結果の取り扱い

- 1 県は、検査結果を認証取得者に送付する。
- 2 県は、島根県情報公開条例を遵守しつつ、検査結果を県ホームページ等で公表する。
- 3 県は、検査結果を他の目的に使用しないものとする。
- 4 検査結果は3年間保存する。

## 第6 基準値超過等の場合の対応・手順

適用農薬の残留基準値超過や適用外農薬・無登録農薬が検出された場合等の対応については別に定める。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附則 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年8月1日から施行する。

## 農産物及び林産物の残留農薬検査等検体の採取方法

### 1 採取方法

(1) 検体は、認証取得者が採取する。

(2) 検体は、原則として、出荷直前のものを該当する圃場から採取する。

(3) 検体数は、認証取得者に対し1検体とする。

なお、認証取得者が団体認証の場合は、「団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン」に基づき、構成員の中から無作為に最低1検体抽出・選定し、同じ作型で同じ時期に、構成員別に検体を採取する。

(4) 検体は、圃場等の四隅と中心の計5点から均等に採取することとする。認証取得者が使用した農薬のうち、残留の可能性が高いと思われる品目、農薬成分、収穫時期、場所を把握している場合は、該当箇所から採取する。

(5) 検体は市場で販売するものと同等の条件のものとする。(未熟、損傷、変形、腐敗、糖度検査用などは検体としない。)

(6) 検体を扱うときは、専用の採取袋を使用するなど、農薬・雑菌などに汚染されないように注意する。

(7) 農薬成分は日数を経ると成分分解などを生じる可能性があるため、検査直前に検体を採取する。

### 2 検体採取量

検体採取量は500g(検査機関がこの数量未満の量で検査可能とした場合を除く。)とする。

### 3 検体の梱包・発送

(1) 認証取得者は、採取した検体を清潔な容器を使用し速やかに梱包し、検体の汚染、破損及び保冷庫の使用などによる結露等が起こらないように注意し、検査機関に発送する。

(2) 検体の送付に当たっては、検体送付表(様式1)に必要事項を記入の上、農薬の使用履歴が確認できる栽培履歴(認証取得者による栽培記録)の写しを必ず添付する。

### 4 県の職員による採取

林産物に限り、必要な時は認証取得者に代わり県の職員が検体の採取をすることができる。

# 残留農薬等検査規程の概要

## 1 目的

- (1)認証された農林産物が適正に生産工程管理されていることを残留農薬検査で確認
- (2)認証制度の信頼性の確保
- (3)さらなる適正な管理の推進

## 2 検査

- (1)分析項目は多成分一斉分析法
- (2)検査は出荷前に検体を採取して実施
- (3)検査は認証取得年に限らず予算の範囲内で実施

## 3 検査結果の取り扱い

- (1)検査結果は認証取得者に通知
- (2)検査結果は県ホームページ等で公表

## 4 採取方法

- (1)検体の採取は、原則認証取得者が実施
- (2)検体の採取は、圃場等の四隅と中心の計5点から均等に採取するか、使用した農薬のうち、残留の可能性が高いと思われる品目、農薬成分、収穫時期、場所を把握している場合は、該当箇所から採取
- (3)出荷直前に採取
- (4)団体認証の場合、構成員の中から無作為に最低1検体抽出し、構成毎(又はグループ)同一作型、同一時期に採取
- (5)未熟、損傷、変形、腐敗、糖度検査用などは検体としない
- (6)検体は、採取後速やかに検査機関に送付
- (7)検体の汚染などを防ぐため、清潔な包装容器を使用
- (8)検体送付表(様式1)および検体の農薬使用履歴の写しを添付